

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

私たちを取り巻く環境では、様々な問題がクローズアップされています。地球温暖化やそれに起因するとされる気象災害、生物多様性の喪失や生態系の変化、プラスチックごみをはじめとしたごみ問題など、環境問題は多岐にわたり、人類の生存そのものに対する脅威となっています。私たちの身近な生活の中においても、感染症拡大防止の強化や、「2050年カーボンニュートラル¹宣言」による脱炭素化に向けた取組、「気候変動適応計画」（令和3年10月22日閣議決定）に基づく猛暑や豪雨のリスクに対処する取組など、多岐にわたる環境問題に適応したライフスタイルが求められています。

我が国では、地球環境の保全と持続可能な開発の実現に向けて環境基本法（平成5年法律第91号）が施行され、国全体の環境保全に関する基本的方向を示す計画として「環境基本計画」が策定されました。2018（平成30）年4月には第5次となる環境基本計画が閣議決定され、SDGsの考え方を活用しつつ、6つの重点戦略を環境政策として展開しています。

また、埼玉県では2012（平成24）年7月に第4次となる「埼玉県環境基本計画～持続可能な埼玉の未来を描く～」を策定、2017（平成29）年3月にはその計画が見直しされ、5つの長期的な目標と20の施策展開の方向が示されています。

蓮田市（以下、「本市」とします。）においても、蓮田市環境基本条例（平成13年、条例第5号）に基づき、2003（平成15）年3月に20年間を計画期間とする「蓮田市環境基本計画」（以下、「第1次計画」とします。）を策定し、本市が目指す環境像及びその実現に向けた8つの環境目標を設定し、各種施策を推進してきました。

今回、本市を取り巻く環境課題に対応し、今後20年間を見据えた環境施策を推進するため、第1次計画を見直し、「蓮田市第2次環境基本計画」（以下、「本計画」とします。）を策定します。

2. 計画の目的と位置づけ

本計画は、蓮田市環境基本条例第8条の規定に基づき、同条例第3条に定めた基本理念のもと、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定するもので、蓮田市第5次総合振興計画に掲げる本市の将来像である「四季かおる つながり 安心^い 活きるまち」を環境面から目指すものです。

本計画の推進にあたっては、国や県の環境基本計画などの関連計画と連携していくこととします。また、本市が策定する各種計画及びその計画に基づき展開される施策のうち、環境に影響を及ぼすと認められるものについては、同条例第9条に基づき、すべて本計画との整合を図るものとします。

¹ **カーボンニュートラル**：2020（令和2）年10月、政府は2050（令和32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。「排出を全体としてゼロ」というのは、二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。

なお、近年では国内外において地球温暖化対策が喫緊の課題となっており、温室効果ガスの排出量削減については、市民、事業者及び市が協働して取組を実施することが求められます。そのため、本計画には「蓮田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包します。

また、市域の緑の保全、整備及び創出には、生物多様性への配慮や景観資源としての機能など、本計画に直接関係のある事項が多いことから、2001（平成13）年に策定された第1次となる「蓮田市緑の基本計画」を改定し、「蓮田市第2次緑の基本計画」も内包します。

＜基本理念＞

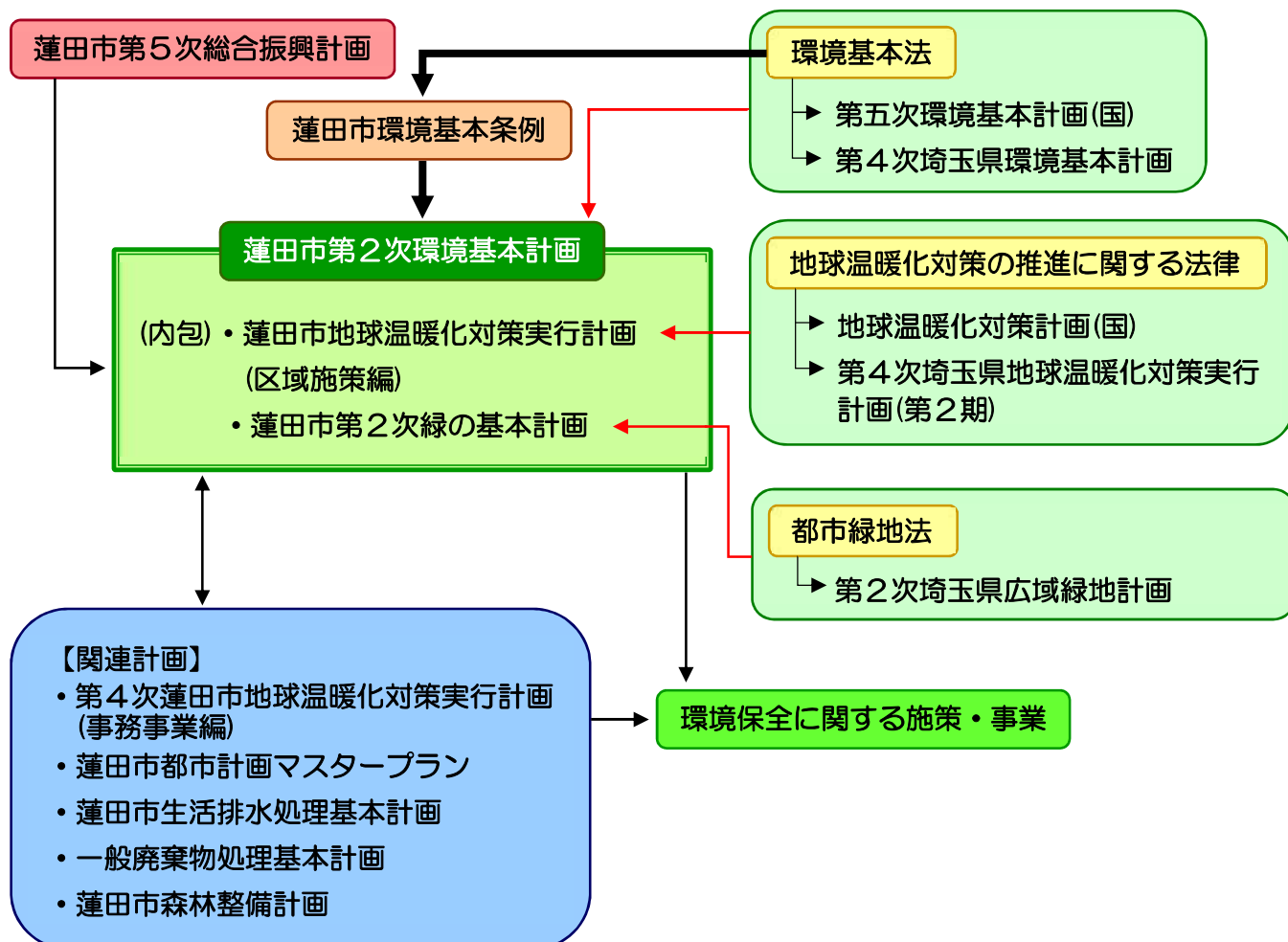
蓮田市環境基本条例（抜粋）

第3条 環境の保全是、現在及び将来の市民が恵み豊かな環境を享受するとともに、人類の存続基盤である環境が将来にわたって維持されるように積極的に推進されなければならない。

2 環境の保全是、すべてのものが公平な役割分担のもとに、環境への負荷を低減することその他の環境の保全に関する行動を自主的かつ積極的に行うことによって、自然の再生能力や浄化能力を超えることなく持続可能な社会が構築されるように推進されなければならない。

3 環境の保全是、地域の環境が地球全体の環境と深くかかわっていることにかんがみ、広域的な協力のもとに推進されなければならない。

■ 計画の位置づけ（イメージ）



3. 本計画の対象範囲と“環境”の範囲

本計画の対象範囲は本市全域とします。また、本計画で対象とする“環境”分野の範囲は以下の4つの視点から捉えた分野とします。

（１）自然環境

動植物や生態系に関わることで、本市の環境基盤ともいうべきものです。市域の豊かな自然環境の保全・創出に関する要素が含まれます。

（キーワード：生物多様性、生態系ネットワーク、エコロード²、外来生物）

（２）生活環境

精神的・身体的な健康面や安心・安全面に関わるもので、日常生活の快適さにつながるものです。主に大気や騒音・振動などの都市公害やまちの美化に関する要素や廃棄物・生活排水処理に関する要素が含まれます。

（キーワード：大気環境、水環境、騒音・振動、悪臭、廃棄物）

（３）地球環境

市域を超えたグローバルな視点に立った環境に関わることで、私たちが地球の一員としての自覚をもって考えるべきものです。生活の身近な活動が与える地球への負荷や、その影響への対策に関する要素が含まれます。

（キーワード：地球温暖化、エネルギー利用、物質循環）

（４）環境教育と協働

本市で生活する・働く人々の相互の協力や支援と、環境保全への関心を高めるための教育面に関わることです。環境教育に関する要素が含まれます。

（キーワード：環境教育、環境ビジネス、パートナーシップ）

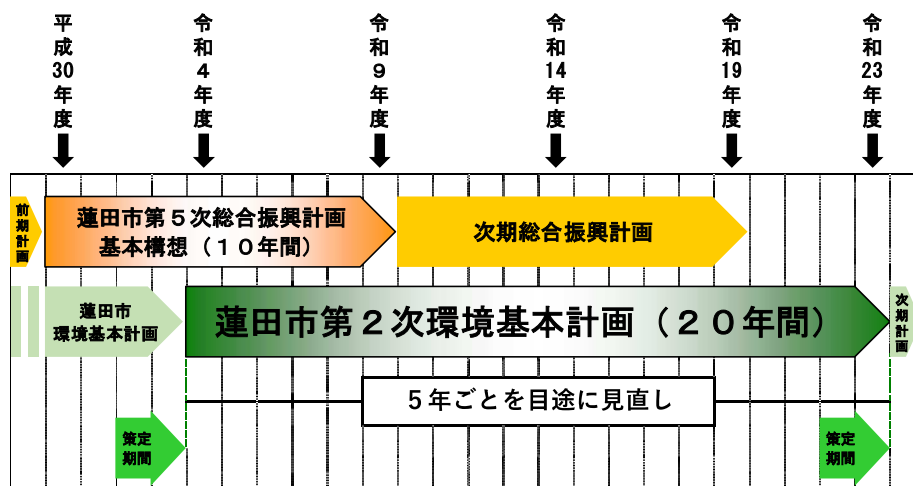
4. 計画の期間

本計画は、内包する蓮田市第2次緑の基本計画及び蓮田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と合わせ、計画期間を2022（令和4）年度から2041（令和23）年度までの20年間とし、5年ごとを目途に見直すものとします。ただし、社会情勢の変化、国の制度改正、本計画の進捗状況などにより、必要に応じて随時見直しを行えるものとします。

進行管理については、環境対策主管課にて、各項目で指標目標にどれくらい近づいているかを毎年度確認します。そして確認された各項目の達成数値について、環境審議会にて毎年度の評価を行い、評価結果をホームページに掲載し公表します。随時見直しの必要がない限りにおいて、この評価結果の積上げに基づき、5年ごとに見直しと本計画の改定が行われます。

² エコロード：自然公園の地域内等、自然環境の豊かな地域の一般国道及び県道における道路整備において、生態系との共存、再自然化を目指した道路整備手法のこと。

■ 計画の期間（イメージ）



5. 計画の主体と役割

本計画の推進にあたっては、市民、事業者及び市の三者が主体となって推進します。本市に生活する人々がそれぞれの役割に応じた取組を推進するとともに、互いに協力し、連携することが重要です。

<市民（市民団体を含む）>

本市や地球規模の環境の保全と創造を担う役割を持つことを理解し、日常生活において、環境に負荷を与えない生活様式（マイバッグの使用、生ごみの水切りなど）への転換に努めます。

また、本計画の取組への参画、市が実施する施策や事業に協力し、環境保全活動に積極的に取り組みます。市民の単独的な取組では困難な環境保全活動は、市民団体が組織的に行い、地域や市民団体の活動などに協力します。

<事業者>

事業の構想、計画、実施や製造、流通、販売、通信、消費、廃棄等に至るあらゆる段階において、環境に配慮した持続可能な事業活動を進めるため、公害防止、環境保全や安全性の確保、環境にやさしい商品の開発や環境保全技術の向上に努め、省資源や省エネを推進し、環境への負荷を低減します。

また、提供する製品やサービスを通じて、環境の保全に貢献し、地域住民や市と協力しながら、良好な環境の保全及び創出に積極的に取り組み、本計画の取組への参画や市が実施する施策や事業に協力します。

<市>

環境保全及び創造に向けて、本計画に示した各施策を展開するとともに、自身の事務及び事業においても率先した環境保全活動に取り組みます。

また、市民及び事業者の環境保全活動を支援するため、市民及び事業者に環境保全に関する情報提供を行うことで、地域の環境保全活動への理解と協力を得ながら本計画を推進します。

＜市民の責務＞

蓮田市環境基本条例（抜粋）

第6条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策の推進に参画・協力する責務を有する。

＜事業者の責務＞

蓮田市環境基本条例（抜粋）

第5条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他の公害を防止し、自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工または販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、または廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 省エネルギー・省資源・再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に参画・協力する責務を有する。

＜市の責務＞

蓮田市環境基本条例（抜粋）

第4条 市は、前条に定める環境の保全についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

6. 計画の構成

本計画は全5章で構成されています。各章の主な内容は以下のとおりです。

■ 本計画の構成

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景
2. 計画の目的と位置づけ
3. 本計画の対象範囲と“環境”の範囲
4. 計画の期間
5. 計画の主体と役割
6. 計画の構成

本計画策定に係る基本的な情報を掲載します。

第2章 蓮田市を取り巻く環境の状況

1. 社会的な動向
2. 蓮田市の概況
3. 第1次計画の進捗状況
4. アンケート結果
5. これからの蓮田市の課題

本市を取り巻く環境問題や本市の特性、第1次計画の振り返りを踏まえ、課題を抽出しました。

第3章 計画の目標と体系

1. 目指す環境像
2. 環境目標
3. 施策の体系

本市の課題を踏まえ、本計画で目指す環境像及び基本目標と、それを達成するための施策の展開の体系図を示します。

第4章 施策の展開

- 1-1 陸域の生物多様性の保全
- 1-2 水辺の生物多様性の保全
- 1-3 緑の整備と保全
(蓮田市第2次緑の基本計画)
- 2-1 大気と水環境の保全
- 2-2 快適環境の保全
- 3-1 地球温暖化対策
(蓮田市地球温暖化対策実行計画「区域施策編」)
- 3-2 気候変動への適応策
- 3-3 ごみの減量化
- 4-1 環境学習・教育の充実
- 4-2 協働の促進

基本施策ごとに、関係する環境情報及び課題を掲載し、施策を展開します。

第5章 計画の推進体制と進行管理

1. 計画の推進体制
2. 計画の進行管理

本計画の推進体制と進行管理の方法を掲載します。